

さいたま市告示第 1046 号

さいたま市指定管理者申請団体財務診断業務（単価契約）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 7 年 6 月 25 日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市指定管理者申請団体財務診断業務（単価契約）

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 24 日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和 7・8 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）の業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「催物、映画、広告、その他の業務」、営業品目「その他の業務」で登載され、かつ、名簿に登載された主たる営業所又は代理人を置く営業所の所在地が本市内の者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

イ 施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 19 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 13 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 入札日において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (5) 入札日において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (6) 入札日において、さいたま市の公の施設の指定管理者として指定されている者でないこと。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書、仕様書等（以下「入札説明書等」という。）を交付するものとする。

(1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード

URL <https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/006/003/p122192.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和7年7月16日（水）午後4時まで

4 入札説明書等に関する質問及び回答

入札説明書等の内容に関する質問がある場合は、次のとおり電子メールにより受け付けるものとする。

(1) 受付先

電子メールアドレス kaikaku@city.saitama.lg.jp

(2) 受付期間

告示の日から令和7年7月7日（月）まで

(3) 質問に対する回答

電子メールで入札参加者全員に令和7年7月11日（金）までに随時回答する。なお、再質問については実施しない。

5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部行財政改革推進部

担当 公民連携推進担当 電話 048（829）1106

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和7年7月16日（水）必着。書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部行財政改革推進部公民連携推進担当

6 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

5(3)に同じ

(2) 交付日時

令和7年7月18日（金）を目途に交付又は発送する。

(3) その他

郵送希望者については、5の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

7 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、入札に参加できないものとする。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法

単価で行う。入札金額は、当該業務に係る経費の全てを含めること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和7年7月25日（金）必着。書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部企画・広域行政・SDGs推進担当

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和7年8月1日（金）午前9時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟2階第2会議室

(4) 入札保証金

見積もった金額（単価）に予定数量を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年8月1日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

8(3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範

囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。

この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する部署

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部

電話 048（829）1033 F A X 048（829）1997

(9) 業務を担当する部署

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部行財政改革推進部

電話 048（829）1106 F A X 048（829）1997

9 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（単価）に予定数量を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

10 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約条項等は、さいたま市都市戦略本部行財政改革推進部及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。